

令和6年度以降の小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会の運用について

小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会とは？

○事業の目的・内容

小児慢性特定疾病児童等(以下「小慢児童等」という。)の健全育成を図るとともに、小慢児童等及びその家族が、慢性疾患を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、その支援内容等に関する関係者等の意見を聴取し、協議することを目的に、協議会を設置する。

○実施主体

都道府県・指定都市・中核市

○財源

国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

○根拠法

児童福祉法第19条の23第1項

令和6年度以降の本協議会の熊本県・熊本市での共同による開催について

- ・令和5年10月の児童福祉法改正により、小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会の設置が努力義務化された。
- ・熊本県では、令和6年3月に協議会を設置。
- ・熊本市は、令和5年度は予算措置ができておらず、県の協議会にオブザーバーとして参加。
- ・小児慢性特定疾病については、疾病を専門とする医療機関が限定されることや療養上も熊本県、熊本市とも類似した課題を抱えていると考えられること等から、共同で協議を行う場を設けることがより有効と考えた。
- ・熊本市の予算措置が完了したことで、今後は共同による開催としたい。